個人住民税

均等割　非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率（年額）
市町村民税	3,000円
道府県民税	1,000円

（※） 令和6年度から、森林環境税（1,000円）の課税が開始され、均等割とともに賦課徴収される。
（※）37府県・2市において、超過課税を実施。

所得割　納税義務者（※）の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの（一律10％）

（※）非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	６％
道府県民税	４％

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2％・市民税8％となる。

利子割　**配当割**　**株式等譲渡所得割**　税率5％